

袖ヶ浦市耐震改修促進計画の改定概要

1. 概要・改定経緯

本計画は、「耐震改修促進法※(H7 制定)」に基づき、市内の耐震化状況や耐震化率の目標設定、目標の達成に向けた取組方針や耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する事項を定めており、令和 7 年度を最終の目標年度としています。

国の基本方針が令和 7 年に改正され、耐震目標年度について変更がなされたこと等を踏まえ、本市においても継続して耐震化を推進していく必要があるため今回改定を行うものです。

※建築物の耐震改修の促進に関する法律

2. 主な改定内容

(1) 計画期間の更新

現 行	改 定
令和 7 年度	令和 17 年度

(2) 住宅の耐震化率の新たな目標設定

住宅の耐震化率の目標は、令和 12 年度に 95%、令和 17 年度におおむね解消とします。

(3) 関連する安全対策に瓦屋根の耐震耐風対策を新設

下記のとおり、瓦屋根の耐震耐風対策を追記。

○瓦屋根の耐震耐風対策

地震や強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保するため、既存住宅の瓦屋根の耐風改修工事にかかる補助を実施します。本市は「千葉県地域防災計画」では東京湾北部地震にて震度 6 弱～6 強が予測されていること、平成 12 年建設省告示第 1 4 5 4 号で定められている基準風速が 3 8 m/s であり強風による被害が想定されることから、市内全域を補助対象区域とします。

【実施施策】

○瓦屋根耐風改修事業の補助制度の実施

対象建築物

- ・ 市民自ら所有し居住している戸建又は居住面積が延べ床面積の 1/2 以上の併用住宅
- ・ 屋根が告示基準※に適合していない住宅
- ・ 令和 3 年 12 月 31 日以前に建築された市内に存する住宅

※ 令和 2 年国土交通省告示第 1 4 3 5 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 1 0 9 号の規定をいう。